

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	NO.1	経営管理権の設定を受ける市町村							(名称)	(所在地)				
		(乙)							川根本町長 藺田 靖邦	静岡県榛原郡川根本町上長尾627				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
		(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	川根本町千頭	673番地	10	へ1	山林	1.33	スギ ヒノキ	57	公告の日から	令和19年3月31日 (2037/3/31)	(経営管理実施権が設定される場 合) 経営管理実施権者が間伐、主伐並 びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施 設の設置・維持管理を含む。以下 同じ）及び保育等の施業、木材の 販売、森林の保護等の全部又は一 部を実施するものとし、その方法 は経営管理実施権を設定する前に 乙及び経営管理実施権者で協議し て決めるものとする。 （経営管理実施権が設定されない 場合） 乙は存続期間中に間伐を1回以上実 施するものとする。なお、施業の 実施にあたっては、溪畔林におけ る不必要な伐採は控える等、生物 多様性に配慮するものとする。 乙は火災、病害虫及び気象害の予 防の為、年1回の森林の巡視を行う ものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行 う。	(経営管理実施権が設定される場合) 1、甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除除した収益額をもとに算定する。 2、木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3、木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4、留意事項 ・森林施業の実施に当たっては木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的負担を求めないこと。 ・甲及び乙は補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者が協力すること。 (経営管理実施権者が設定されない場合) 1、甲に支払われるべき還元額の算定方法・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2、留意事項・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	(経営管理実施権が設定される場合) 1、時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 、 2、相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払い方法は甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 (経営管理実施権が設定されない場合) 時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	川根本町千頭	686番地	12	へ2	山林	3.04	スギ ヒノキ	56	〃	〃				
3	川根本町千頭	690番地	12	に1	山林	0.98	スギ ヒノキ	56	〃	〃				
4	川根本町千頭	690番地	12	に2	山林	6.08	スギ	62	〃	〃				
5	川根本町千頭	690番地	12	に3	山林	1.51	ヒノキ	50	〃	〃				
6	川根本町千頭	709番地	12	は1	山林	1.33	スギ ヒノキ	57	〃	〃				
7	川根本町千頭	709番地	12	は2	山林	2.24	スギ ヒノキ	57	〃	〃				
8	川根本町千頭	707番地	12	は3	山林	2.77	ヒノキ	50	〃	〃				
9	川根本町千頭	708番地	12	は6	山林	1.71	ヒノキ	62	〃	〃				
10	川根本町千頭	708番地	12	は7	山林	1.48	スギ ヒノキ	57	〃	〃				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	川根本町千頭	673番地	10	へ1	山林	1.33	スギ ヒノキ	57				
2	川根本町千頭	686番地	12	へ2	山林	3.04	スギ ヒノキ	56				
3	川根本町千頭	690番地	12	に1	山林	0.98	スギ ヒノキ	56				
4	川根本町千頭	690番地	12	に2	山林	6.08	スギ	62				
5	川根本町千頭	690番地	12	に3	山林	1.51	ヒノキ	50				
6	川根本町千頭	709番地	12	は1	山林	1.33	スギ ヒノキ	57				
7	川根本町千頭	709番地	12	は2	山林	2.24	スギ ヒノキ	57				
8	川根本町千頭	707番地	12	は3	山林	2.77	ヒノキ	50				
9	川根本町千頭	708番地	12	は6	山林	1.71	ヒノキ	62				
10	川根本町千頭	708番地	12	は7	山林	1.48	スギ ヒノキ	57				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所・氏名（同上） 川根本町長 藺田 靖邦

住所・氏名（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	川根本町千頭	677番地	10	へ2	山林	1.13	スギ	59				
2	川根本町千頭	677番地	10	へ3	山林	0.13	ヒノキ	53				
3	川根本町千頭	677番地	10	へ4	山林	0.23	ヒノキ	53				
4	川根本町千頭	677番地	10	へ5	山林	0.20	ヒノキ	55				
5												
6												
7												
8												
9												
10												
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住所・氏名（同上） 川根本町長 藺田 靖邦 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所・氏名（同上）												

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	川根本町千頭	685番地	10	へ9	山林	0.36	スギ ヒノキ	51				
2	川根本町千頭	685番地	10	へ11	山林	0.23	スギ	57				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住所・氏名（同上） 川根本町長 藺田 靖邦 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所・氏名（同上）												

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	川根本町千頭	684番地	10	へ8	山林	1.18	ヒノキ	60				
2	川根本町千頭	689番地	12	ほ2	山林	0.28	スギ ヒノキ	62				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住所・氏名（同上） 川根本町長 菌田 靖邦 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所・氏名（同上）												

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。